

ETCセットアップ手順変更に伴う委任状の取得について

想定される委任状のケース一覧

代理人 (セットアップ申込書に 代筆する方) 委任者 (車検証等記載使用者)		個人	家族	仲介業者 (取引先など)	登録店
四輪	個人名義※1	①	②	③	④
	法人名義※1	⑤		⑥, ⑥'複数仲介 ⑥''複数仲介	⑦
二輪	個人名義※1	①	②	③	※2
	法人名義※1	⑤		⑥, ⑥'複数仲介	※2

注：斜線箇所は想定されないケース

【レンタカー、リース車両】

⇒車検証等記載の使用者が「個人名義」か「法人名義」かにより、③、④、⑥、⑦のケースに準ずる

【四輪の通販の場合】二輪の場合は通販によるセットアップは不可

⇒車検証等記載の使用者が「個人名義」か「法人名義」かにより、④または⑦のケースに準ずる

※1：車検証等記載の使用者（所有者ではないので注意）の名義が、「個人名義」か「法人名義」かによる

※2：二輪車のセットアップは実車確認が必須（店舗に実車が持ち込まれるため）のため、

本人または代理人が来店するので、登録店担当者を代理人とするケースなし

⇒（家族又は法人への委任状か、本人が来店して申込書に自筆署名）

①個人Aさんが個人Bさんを代理人として、車載器のセットアップを申し込む場合

<委任状記載内容>

- 委任者：個人Aさん（＝車検証等記載の使用者）の住所・氏名
- 代理人：個人Bさんの住所・氏名

<登録店に行く人>

- 個人Bさん



四輪専用
セットアップ依頼店 様

委任状

(代理人) 氏名: 個人Bさん

住所: 個人Bさん

氏名: 個人Bさん

連絡先TEL: 個人Bさん

私は下記の欄を承認するとともに、上記の事を代理人と定め、ETC車載器またはETC2.0車載器のセットアップ申込に関する権限を委任します。なお、建設の車載器が廃止されていないことを確認し、提出した車検証以外の車両で使用しないことを誓約します。

【チェック欄】

セットアップを申し込む車載器	承認が必要な権限
☐ 既存する車載器にチェックをします	☐ 電話・来訪した乗客に付します
☐ ETC車載器	☐ ETCシステム利用権限
☐ ETC2.0車載器	☐ ETCシステム利用権限
	☐ ETC2.0車載器 DSRC 併用権限
	☐ 車載器のID付モバイル情報の利用及び取り扱い方針

平成 年 月 日

(委任者: 車検証等記載の使用者本人) 氏名: 個人Aさん

住所: 個人Aさん

氏名: 個人Aさん

連絡先TEL: 個人Aさん

【注意事項】

※全ての項目に記入漏れがないことを確認してください

※車検証等記載の使用者本人の氏名は必ず自筆で記入してください

※セットアップを申し込む車載器と、承認した権限に不備がある場合、本委任状は無効です

※この委任状の原本は登録店に5年間保管

委任者
個人Aさん

個人Aさんが準備するもの

- ① 委任状
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

代理人
個人Bさん

個人Bさんが持参するもの

- ① Aさんからの委任状
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証
- ③ 本人確認書類（運転免許証）

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

登録店

来店者
個人Bさん

登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一人物であることを確認
- 代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認

※セットアップ申込書にはBさんが、Aさんの名前を代筆

Aさんの自筆署名

②個人Aさんが家族を代理人として、車載器のセットアップを申し込む場合

注：四輪の場合は、登録店で家族であることが確認できれば**委任状は不要**

注：二輪の場合は、二輪車ETC登録事務局に、「車検証等記載の使用者」と「申込書記入者」の個人情報に登録するため**委任状が必須**

<委任状記載内容>

- 委任者：個人Aさん（＝車検証等記載の使用者）の住所・氏名
- 代理人：家族Bさんの住所・氏名

<登録店に行く人>

- 家族Bさん

委任者
個人Aさん



Aさんが準備するもの

- ① 委任状（**二輪は必須**、四輪は不要）
 - ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証
- 注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

代理人
家族Bさん



家族Bさんが持参するもの

- ① Aさんからの委任状（**二輪は必須**、四輪は不要）
 - ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証
 - ③ 本人確認書類（運転免許証）
- 注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

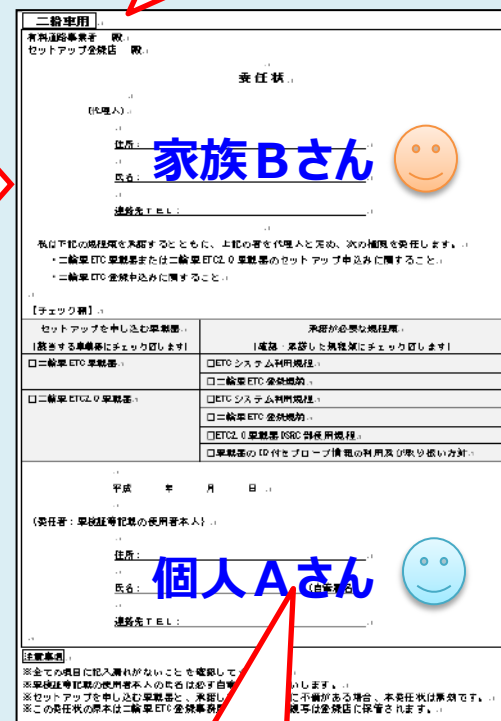
登録店

来店者
家族Bさん

登録店の確認項目

- 【四輪】■ 車検証等記載の使用者と、申込者が家族であることを確認
家族であることの確認の例：苗字または住所が同一など
- 【二輪】■ 車検証等記載の使用者と委任者が同一人物であることを確認
■ 代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認
- ※セットアップ申込書には家族のBさんが、Aさんの名前を代筆

二輪車用



Aさんの自筆署名

③個人Aさんが仲介業者を代理人として、車載器のセットアップを申し込む場合

登録店ではない車両販売店、修理工場等を仲介して車載器のセットアップを申し込む場合

<委任状記載内容>

- 委任者：個人Aさん（＝車検証等記載の使用者）の住所・氏名
- 代理人：仲介業者の住所、名称＋仲介業者担当者Bさんの氏名
（担当者Bさんの氏名は登録店来店時に追記可）

<登録店に行く人>

- 仲介業者の担当者Bさん



個人Aさんが準備するもの

- ① 委任状
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証
注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可



仲介業者の担当者Bさんが持参するもの

- ① Aさんからの委任状
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証
注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可
- ③ 本人確認書類（仲介業者に勤務することを示す従業員証＋運転免許証）



登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一人物であることを確認
- 代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認
※セットアップ申込書には仲介業者のBさんが、Aさんの名前を代筆

ゴム印可

Bさんの自筆署名
来店時に追記可

四輪専用
セットアップ依頼店 様

委任状

（代理人）
住所
氏名
連絡先TEL

仲介業者名+Bさん

私は下記の欄を承諾するとともに、上記の者を代理人と定め、ETC車載器またはETC2.0車載器のセットアップ申込に関する権限を委任します。なお、承諾の車載器が装着されていないことを確認し、提出した車検証以外の車両で使用しないことを誓約します。...

セットアップを申し込む車載器	承諾が必要な権限
☐ ETC車載器	☐ ETCシステム利用権限
☐ ETC2.0車載器	☐ ETCシステム利用権限
	☐ ETC2.0車載器SSRC併用権限
	☐ 車載器のID付きプロフィール情報の利用及び取り扱い方針

平成 年 月 日

（委任者：車検証等記載の使用者本人）

住所
氏名
連絡先TEL

個人Aさん

※全ての項目に記入されないことを確認して
※車検証等記載の使用者本人の氏名は必ず自
※セットアップを申し込む車載器と、承諾
※この委任状の原本は登録店に5年間保存
に不備がある場合、本委任状は無効です。...

Aさんの自筆署名

④個人Aさんが登録店を代理人として、四輪車用車載器のセットアップを申し込む場合

<委任状記載内容>

- 委任者：個人Aさん（＝車検証等記載の使用者）の住所・氏名
- 代理人：登録店の住所、登録店名＋担当者Cさんの氏名
（担当者Cさんの氏名はセットアップ時に追記可）

<登録店に行く人>

- 登録店には直接行かず、FAX・郵送等で申し込む

委任者
個人Aさん



Aさんが準備するもの

- ① 委任状
 - ② 車載器を取り付ける実車の車検証のコピー
 - ③ 本人確認書類のコピー（運転免許証）
- 上記書類をFAX・郵送等で送付

FAX・
郵送等

登録店

セットアップ
担当者
Cさん



登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一人物であることを確認
- 委任状の原本取得の確認（後日取得でも可）

※セットアップ申込書には登録店の担当者Cさんが、Aさんの名前等を代筆

ゴム印可

Cさんの自筆署名
セットアップ時に追記可

四輪車専用
セットアップ申込書 様式

委任状

（代理人）
登録店名＋Cさん

連絡先TEL：_____

私は下記の欄に同意するとともに、上記の者を代理人と定め、ETC車載器またはETC2.0車載器のセットアップ申込に際する権限を委任します。なお、連署の車載器が装着されていないことを確認し、提出した車検証以外の車両で使用しないことを誓約します。...

【チェック欄】

セットアップを申し込む車載器	承諾が必要な同意欄
☐ ETC車載器	☐ ETCシステム利用同意
☐ ETC2.0車載器	☐ ETCシステム利用同意
	☐ ETC2.0車載器 OTC 併用同意
	☐ 車載器のID付きプロセッサ情報の利用及び取り扱い同意

平成 年 月 日

（委任者：車検証等記載の使用者本人）
住所：_____
氏名：個人Aさん
連絡先TEL：_____

（代理人）
住所：_____
氏名：_____
連絡先TEL：_____

※全ての項目に記入しなくてはならないことを確認して
※車検証等記載の使用者本人の氏名は必ず自
※セットアップを申し込む車載器と、承諾
※この委任状の原本は登録店に5年間保存

Aさんの自筆署名

⑤ 法人名義の車両において、個人Bさんを代理人として、車載器のセットアップを申し込む場合

<委任状記載内容>

- 委任者：法人の住所・法人名（＝車検証等記載の使用者と同一内容で記入）＋担当者Aさんの氏名
- 代理人：個人Bさんの住所・氏名

<登録店に行く人>

- 個人Bさん



ゴム印可

四輪専用
セットアップ依頼店 〇〇

委任状

(代理人) 〇〇

住所 〇〇

氏名 **個人Bさん**

連絡先TEL 〇〇

私は下記の欄に承諾するとともに、上記の者を代理人と定め、ETC車載器またはETC2.0車載器のセットアップ申込に関する権限を委任します。なお、建設の車載器が装着されていないことを確認し、提出した車検証以外の車両で使用しないことを誓約します。

【チェック欄】

セットアップを申し込む車載器	承諾が必要な欄に印します
☐ ETC車載器	☐ ETCシステム利用権限
☐ ETC2.0車載器	☐ ETC2.0車載器 DISC 併用権限
	☐ 車載器のID付モバイル情報の利用及び取り扱い方針

平成 年 月 日

委任者：車検証等記載の使用本人 〇〇

住所 〇〇

氏名 **法人名 + Aさん**

連絡先TEL 〇〇

【注意事項】

※全ての項目に記入漏れがないことを確認してください

※車検証等記載の使用本人の氏名は必ず自筆

※セットアップを申し込む車載器と、承諾した権限がある場合、本委任状は有効です

※この委任状の原本は登録店に5年間保管

Aさんの自筆署名

委任者
法人の担当者
Aさん

代理人
個人Bさん

登録店

来店者
個人Bさん

法人の担当者Aさんが準備するもの

① 委任状

② 車載器を取り付ける実車及びその車検証

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

個人Bさんが持参するもの

① 委任状

② 車載器を取り付ける実車及びその車検証

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

③ 本人確認書類（運転免許証）

登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一法人の人物であることを確認
- 代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認

※セットアップ申込書には個人Bさんが、Aさんの法人名と個人名を代筆

＜委任状記載内容＞

- 委任者：法人の住所・法人名（＝車検証等記載の使用者と同一内容で記入）＋担当者名Aさんの氏名
- 代理人：仲介業者の住所、名称＋仲介業者の担当者Bさんの氏名（担当者Bさんの氏名は登録店来店時に追記可）

＜登録店に行く人＞

- ## ■仲介業者の担当者Bさん

法人の担当者 A さんが準備するもの

- ①委任状
②車載器を取り付ける実車及びその車検証
注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

仲介業者の担当者 Bさんが持参するもの

- ①委任状
②車載器を取り付ける実車及びその車検証
注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可
③本人確認書類
(仲介業者に勤務することを示す従業員証/名刺＋運転免許証)

登録店

来店者
仲介業者の
担当者Bさん

登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一法人の人物であることを確認
■代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認
※セットアップ申込書には仲介業者のBさんが、Aさんの法人名と名前を代筆

ゴム印可

⑥'法人名義の車両において、複数の仲介業者を介して、車載器のセットアップを申し込む場合

登録店ではない複数の車両販売店、修理工場等を仲介する場合

＜委任状記載内容＞

■ 委任者：法人の住所・法人名（＝車検証等記載の使用人と同一内容で記入）＋担当者名Aさんの氏名

■ 代理人：登録店にセットアップを依頼する最終業者の住所、名称＋その最終業者の担当者Bさんの氏名

（担当者Bさんの氏名は登録店来店時に追記可）

＜登録店に行く人＞ ■ 最終業者の担当者Bさん

委任者
法人の担当者
Aさん

代理人
仲介業者

代理人
最終業者

登録店

来店者
最終業者の
担当者Bさん

法人の担当者Aさんが準備するもの

① 委任状

② 車載器を取り付ける実車及びその車検証

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

最終業者の担当者Bさんが登録店に持参するもの

① 委任状

② 車載器を取り付ける実車及びその車検証

注：二輪は実車が必須、四輪は実車がなくても可

③ 本人確認書類

（最終業者に勤務することを示す従業員証/名刺＋運転免許証）

登録店の確認項目

■ 車検証等記載の使用人と委任者が同一法人の人物であることを確認

■ 代理人Bさんが、委任状に記載された代理人であることを本人確認書類で確認

※セットアップ申込書には最終業者のBさんが、Aさんの法人名と名前を代筆

ゴム印可

Bさんの自筆署名
来店時に追記可

最終業者名+Bさん

法人名+Aさん

Aさんの自筆署名

ゴム印可

仲介業者は、
法人の担当者
Aさんから引き
受けたもの全て
を、最終業者
に引き渡す

⑥“法人名義の四輪車”において複数の仲介業者を介して車載器のセットアップを申し込む場合（２）

新車販売時等に登録店ではない複数の業者を仲介するケースで
委任状取得時には最終業者が未定の場合

<委任状記載内容>

- 委任者：法人の住所・法人名（＝車検証等記載の使用者と同一内容で記入）
＋担当者名Aさんの氏名もしくは社印（連絡先必須）
- 代理人：登録店にセットアップを依頼する販売業者の住所、名称＋Bさんの氏名
更に、取引上の最終業者の住所、名称＋Cさんの氏名
（担当者Cさんの氏名は登録店来店時に追記可）

<登録店に行く人> ■ 最終業者の担当者Cさん

委任者
法人の担当者
Aさん

法人の担当者Aさんが準備するもの

- ① 委任状（代理人Bさん）
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証（無くても可）

再委任の許諾をAさんにご
了解いただく。ただし、責任
は代理人が負うものとする。

ゴム印可

代理人Bさんが取引
先業者名等を記入
＋Cさんの自筆署名

販売業者名＋Bさん

仲介業者名＋Cさん

委任状に記入項
目の追加はOK

法人名＋社印

社印があればA
さんの署名と従
業員証は不要

ゴム印可

Aさん所属部
署の連絡先
必須

代理人
販売業者B

販売法人の担当者Bさんが準備するもの

- ① 委任状（代理人Bさん＋代理人Cさんを追記）
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証（未登録可）

代理人
最終業者C

最終業者の担当者Cさんが登録店に持参するもの

- ① 委任状（代理人Bさん＋代理人Cさん）
- ② 車載器を取り付ける実車及びその車検証（登録済）
- ③ 本人確認書類
（最終業者に勤務することを示す従業員証/名刺＋運転免許証）

登録店

来店者
最終業者の
担当者Cさん

登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一法人であることを確認
 - 代理人Cさんが、委任状に記載された代理人本人であることを確認
- ※セットアップ申込書には最終業者のCさんが、Aさんの法人名を代筆

⑦法人名義の車両において、登録店を代理人として、四輪車用車載器のセットアップを申し込む場合

法人の担当者Aさんが、登録店に車検証を持ち込み、Aさんがセットアップ申込書に記入する場合、委任状は不要

＜委任状記載内容＞

- 委任者：法人の住所・法人名（＝車検証等記載の使用者と同一内容で記入）＋担当者名Aさんの氏名
- 代理人：登録店の住所、登録店名＋担当者Cさんの氏名（担当者Cさんの氏名はセットアップ時に追記可）

＜登録店に行く人＞

- 登録店には直接行かず、FAX・郵送等で申し込む

委任者
法人の担当者
Aさん

FAX・
郵送等

登録店

セットアップ
担当者
Cさん

法人の担当者Aさんが準備するもの

- ① 委任状
 - ② 車載器を取り付ける実車の車検証のコピー
 - ③ 法人の担当者Aさんの従業員証/名刺のコピー
 - ④ 法人の担当者Aさんの
本人確認書類のコピー（運転免許証）
- 上記書類をFAX・郵送等で送付

登録店の確認項目

- 車検証等記載の使用者と委任者が同一人物であることを確認
- 委任状の原本取得の確認（後日でも可）

※セットアップ申込書には登録店の担当者Cさんが、Aさんの法人名と名前を代筆

ゴム印可

Cさんの自筆署名
セットアップ時に追記可

ゴム印可

Aさんの自筆署名

委任状に関するF A Q

番号	質問	回答
1	なぜ委任状が必要なのですか？	ETC車載器または、ETC2.0車載器を利用されるお客様（＝車検証等記載の使用者）が、登録店に来店できない場合、ご利用いただくにあたって注意していただきたい事項に承諾していただいたことを意思表示していただくためです。 ETC2.0車載器は車載器のID付きプローブ情報（経路情報を活用したサービスを提供するため、車両を特定できる走行位置の履歴等の情報）を高速道路上に設置されたITSスポットに送信するため、お客様の意思表示が重要となります。 ※お客様（＝車検証等記載の使用者）が登録店に来店した場合は、セットアップ申込書に自筆署名することにより、ご利用いただくにあたって注意していただきたい事項に承諾していただいたこととなりますので、この点をお客様に丁寧にご説明ください。
2	複数台の車両へのセットアップ申込みを代理人に委任する場合、1台ごとに委任状が必要ですか？	委任状は1枚でも可です。但し、委任状の空きスペースに「対象車両は別紙添付」と記入し、セットアップを申し込む車両のリスト（車両番号等が記載されたもの）を委任状に添付して下さい。
3	仲介業者を複数介してセットアップを申し込む場合の委任状の記入方法は？	委任者＝「車検証等記載の使用者」、代理人＝「登録店に来店する最終業者名・住所＋代理人氏名」としてください。 四輪用の車載器の場合には、代理人を登録店とすることも可能です。
4	委任状がある場合、セットアップ申込書に記入する申込者名はどうするのですか？	委任者の氏名、住所等（＝車検証等記載の使用者の氏名、住所等）を委任状に記載された代理人が、代筆してください。二輪車の場合には、代理人の氏名、住所等の情報も、申込書記入者情報欄に記入してください。
5	法人名義の車両のセットアップを申し込む場合、委任状は必ず必要ですか？	法人に所属するご担当者様が、直接登録店に行き、セットアップ申込書に記入されるのであれば委任状は不要です。 但し、仲介業者（取引先など）を通じてセットアップを申し込む場合は委任状が必要です。
6	二輪車の場合、家族が登録店に行きセットアップを申し込む場合でも委任状が必要なのはなぜですか？	二輪車の場合には、代理人が申込書を記入した場合、申込書に記入した代理人の個人情報と、車検証等記載の使用者の個人情報が、道路会社が運営する二輪車ETC登録事務局に登録されます。このため、例えば家族の方であっても、それぞれ個人情報の登録などに関する承諾が必要です。これまでこのようなケースでは、後日、二輪車ETC登録事務局から車検証等記載の使用者に「同意書」を送付し、各種規程類に承諾していただいております。今後は、セットアップ申込時に委任状で事前に承諾していただくことになります。